

令和 8 年度税制改正に関するアンケート

公益財団法人 全国法人会総連合

令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和 7 年度税制改正大綱より）。

こうした状況を踏まえ、全法連では 2 月 6 日開催の税制委員会で令和 8 年度の税制改正に関する提言の取りまとめに着手いたしました。その参考として会員の意向を把握するために、単位会の役員、会員に対しアンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、後記アンケート項目について、その回答を別添回答用紙に記入の上、所属単位会の指定する期日（単位会経由 全法連着 4 月 25 日締切）までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、回答にあたっては「税制改正大綱の概要解説」（2・3 ページ）を参考にいただければ幸いです。

*** 回答用紙は機械による自動読み取りを行うため、下記の要領でご記入下さい。**

— 回答用紙記入に際しての注意点 —

【選択肢】

正：○ を塗りつぶすか、✓ をつけて下さい。

誤：○ の外側に記入されたり、線が薄い場合は読み取れませんのでご注意下さい。



【自由記述欄】

回答欄におさまるように、はっきりとご記入下さい。

【FAXで回答用紙を送信する場合】

自動読み取りの精度向上のため、縮小しないで送信して下さい。

ー 令和7年度税制改正について（「税制改正大綱」の概要解説） ー

1. 法人税

【改正の概要】

（１）中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

所得の金額が年１０億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年８００万円以下の金額に適用される税率を１７％（改正前：１５％）に引き上げる等の見直しが行われた上で、適用期限が２年間延長されました。

（２）中小企業投資促進税制の延長

「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が２年間延長されました。

（３）中小企業経営強化税制の拡充等

特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が７％以上となることを見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が２年間延長されました。

（４）企業版ふるさと納税の延長等

関係法令等が改正され、寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が３年間延長されました。

2. 個人所得課税

【改正の概要】

○物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- ・ 所得税の基礎控除について、合計所得金額が２，３５０万円以下である個人の控除額が１０万円引き上げられ、５８万円となりました（年収２００万円以下は３７万円上乘せ）。
- ・ 給与所得控除の最低保障額について１０万円引き上げられ、６５万円となりました。
- ・ 居住者が生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が８５万円までは、親等が特定扶養控除と同額（６３万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が８５万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減し、合計所得金額が１２３万円を超えると消失する仕組みが創設されました。

3. 資産課税

【改正の概要】

○事業承継税制における役員就任要件等の見直し

法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等である」（改正前：贈与の直前において3年以上役員等であること）こととされました。

4. 地方税

【改正の概要】

○固定資産税の課税標準の特例措置の延長等

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、雇用者給与等支給額の引き上げ方針を同計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

5. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

○ 防衛特別法人税の創設

- ・ 法人税額に対し、税率4%の新たな付加税が課されます（課税標準となる法人税額から500万円を控除）。
- ・ 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

○ たばこ税の見直し

- ・ 加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しを、2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施されます。
- ・ 国のたばこ税率を、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円／1本ずつ引き上げられます。

－令和８年度 税制改正に関するアンケート－

問１ 中小企業向け税制

令和８年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制（法人税関係）で特に重視すべき点について、以下より３つ以内で選んで下さい。

- ① 法人税の軽減税率の特例（１５％）の本則化等
- ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦ その他

問２ 企業の賃上げ

政府は「物価上昇に負けない賃上げを定着させる」こととしており、引き続き、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

- ① 賃上げをする
- ② 賃上げを検討したい
- ③ 賃上げは難しい
- ④ 賃上げをするか決めていない
- ⑤ その他

問３ 価格転嫁

人件費や仕入価格などの上昇分について、あなたの会社では商品・サービスの価格に転嫁できていますか。

（１）人件費

- ① おおむね価格転嫁できている
- ② 多少ではあるが価格転嫁できている
- ③ 価格転嫁できていない
- ④ 価格転嫁はしない
- ⑤ その他

(2) 仕入価格（その他経費）

- ① おおむね価格転嫁できている
- ② 多少ではあるが価格転嫁できている
- ③ 価格転嫁できていない
- ④ 価格転嫁はしない
- ⑤ その他

問4 消費税／インボイス制度①

課税事業者の方にお聞きします。インボイス制度が導入されて2年目となりますが、どのような負担が増えたと思いますか。以下より3つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
- ② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- ③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- ④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- ⑤ 従業員への社内教育・研修
- ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増
- ⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増
- ⑨ 特に問題なく対応できている
- ⑩ その他

問5 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- ① これまでと変わりなく取引を行う
- ② 課税事業者ではない取引先とは、すでに取引を抑制等している
- ③ 免税事業者からの課税仕入れを80%控除できる令和8年9月末日までは取引を行うが、それ以降は取引を再考したい
- ④ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後は取引を再考したい
- ⑤ 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない
- ⑥ その他

＜参考＞インボイス制度実施後6年間は、①免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする（令和5年10月からの3年は80%、令和8年10月からの3年は50%の控除が可能）経過措置や、②基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める負担軽減措置が設けられています。

問6 事業承継／後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。

- ① 子や子以外の親族に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ② 親族外に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ③ 後継者は決まっていない（後継者候補に意思を確認していないを含む）
- ④ 事業を売却する
- ⑤ 事業承継はせず廃業する
- ⑥ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑦ その他

問7 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。本年度の改正では、納税猶予制度の特例措置において役員就任要件の見直しが行われました。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③ 納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める
- ④ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤ その他

「納税猶予制度」とは、一定の要件を満たせば、相続又は贈与により取得した非上場株式に対応する相続税、贈与税の納税が猶予される制度。特例措置は一般措置より大幅に要件が緩和され、(1)令和8年3月末までに特例承継計画を提出し、(2)令和9年12月末までに実際に承継を行うことで、納税猶予割合が100%になります。

問8 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点を大幅に引き上げる
- ⑤ その他

問9 所得税／基礎控除等

今回の税制改正では、物価上昇局面における税負担調整の観点から所得税の基礎控除が58万円に、そして就業調整にも対応する観点から給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられ、所得税が課税されない給与収入額が103万円から123万円（年収200万円以下は160万円）に拡大されます（令和7年2月時点）。国民民主党はさらなる引き上げ（178万円）を求めています。このことについてどう考えますか。

- ① 国民の手取りを増やすため、課税最低限をさらに引き上げるべき
- ② 安定財源を確保するのであれば、課税最低限のさらなる引き上げに賛成
- ③ 今回の改正で十分である
- ④ 課税最低限の引き上げには反対
- ⑤ その他

なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられ、上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円となります（令和7年2月時点）。

問10 厚生年金の適用範囲の拡大

現在、従業員51人以上の企業で週20時間以上働き、年106万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は厚生年金の加入対象となっていますが、2035年までに段階的に企業規模要件（従業員〇〇人以上）を撤廃していくことなどが議論されています。いわゆる「106万円の壁」が撤廃されることについて、どう考えますか。

- ① 人材を確保するためにはやむを得ない
- ② 企業負担が増えるので反対である
- ③ この段階では判断できない
- ④ その他

問 11 厚生年金の企業負担割合

政府は、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減」措置として、労使折半となっている保険料を年収151万円未満までは企業側がより多く負担できる仕組み（企業負担割合は労働者と事業主の合意）が検討されています。この措置についてどう考えますか。

- ① 人材確保につながるので企業側がより多く負担してもよい
- ② 企業の負担軽減策が講じられるのであれば企業側が多少負担してもよい
- ③ 企業の負担軽減策が講じられたとしても企業側の負担は増えるので反対である
- ④ この段階では判断できない
- ⑤ その他

問 12 行財政改革

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国・地方においては、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 無駄な予算の排除や歳出の効率化
- ② 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ③ 公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制
- ④ 議員数の削減および歳費等の抑制
- ⑤ 客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証
- ⑥ 特殊法人や独立行政法人の見直し
- ⑦ デジタル化による業務改革
- ⑧ 積極的な民間活力の導入
- ⑨ その他